

2016年7月25日

第7号

NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

t e l : 0 7 4 2 - 2 6 - 2 4 5 7

事務局：平川 邦昭 (090-8938-1135)

1. 受信料裁判支援の実績

カンパ、裁判傍聴、署名に取り組んで参りました。ここ半年間の実績は、次の通りです。

(1) カンパ

目標を100万円として、呼びかけました。延べ300人余の方々のご賛同をいただき、122万円(7月20日現在)が寄せられました。弁護団に100万円を手渡し、残りは、事務費・支援活動費として活用させていただいております。ご寄附いただきました皆さま方に心から感謝申し上げます。

(2) 裁判傍聴

受信料裁判への関心の高さ・広さをアピールすることが、裁判官の心証に影響を与える観点から取り組みました。

- ・第1回の口頭弁論(3月4日) 参加者55名、傍聴席24席
- ・第2回の口頭弁論(5月13日) 参加者152名、傍聴席70席

と、いずれの場合も傍聴席の2倍以上の参加でした。傍聴できなかった人々を含め、口頭弁論終了後に報告会を持ちました。

(3) 署名活動

5月中旬、裁判官忌避署名は、短期間で1,799筆を奈良地裁に提出しました。(事後に206筆を届け、累計では、2,020筆)また、葉書・封書による抗議を実施しました。7月上旬、弁論再開署名は、4回にわたり、累計3,462筆を地裁に提出しました。弁護団の動きとタイアップした署名活動に全国各地の皆さまから、合わせて5,482筆の署名をいただき、本当に感謝しています。

2. 放送法遵守義務確認等請求訴訟

(1) 新しい裁判

今までは、NHKから放送受信料請求の訴訟を起こされ、それに抗する裁判を闘ってきましたが、今回新たに、NHKを被告とした訴訟を7月21日、奈良地裁に提訴しました。

- ・「放送受信料請求事件」(原告 NHK、被告 宮内正徹) [現在継続中の裁判]
- ・「放送法遵守義務確認等請求事件」(原告 宮内正徹、被告 NHK) [今回新たに提訴]の2件の裁判を並行して闘うこととなります。

(2) 新しい裁判の意義について 醍醐 聰(東大名誉教授・視聴者コミュニティ共同代表)談

目下の裁判が膠着状態のなか、新たな提訴に踏み切られた着想と提訴の内容に賛意を表します。攻勢的な運動が重要と思います。入口での裁判所の対応がどうなるのか、予想はつきかねますが、**契約の双務性**と**その場合に一方当事者としてNHKが負う責務の内容**、「特殊な負担金」論など、実質の弁論に持ち込むことが当面の目標ではと思います。司法の場でこの問題をめぐって弁論が交わされることは大きな意義をもつと感じます。

奈良簡裁が移送決定書で示した論点を正面に据えた裁判が展開されるよう、視聴者コミュニティの会員はじめ、各方面に一層の支援を呼びかけたいと思います。

(3) 新しい裁判への支援

別紙「NHK受信料裁判への第2次カンパのお願い」をご覧ください、新たな裁判を支援するため、カンパをお願いいたします。

以上